

## 会 議 録

会議の名称		令和5年度第2回守谷市地域包括支援センター運営協議会		
開催日時		令和5年10月6日(金) 開会:午後1時30分 閉会:午後3時10分		
開催場所		守谷市役所 全員協議会室		
事務局(担当課)		健幸福祉部 健幸長寿課		
出席者	委員	城賀本会長、星野委員、高橋委員、宇野委員、坂本委員、柏崎委員、津留崎委員、堀込委員、宮原委員、吉沼委員、本台委員、齋藤委員 計12名		
	その他	守谷市北部地域包括支援センター 吉澤管理者、 吉田主任介護支援専門員 守谷市南部地域包括支援センター 石塚管理者、木村保健師、 小柳保健師 計5名		
	事務局	滝本健幸長寿課長、市村健幸長寿課課長補佐、宮下係長、安藤係長、 山崎係長、澤辺係長 計6名		
公開・非公開の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
公開不可の場合はその理由				
会議次第		1 開会 2 あいさつ 3 報告事項 (1) 令和4年度守谷市地域包括支援センター決算報告について (2) 令和4年度第8期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、成年後見制度促進基本計画事業評価について (3) 第9期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、守谷市成年後見制度利用促進基本計画(素案)について 4 その他 (1) 地域密着型通所介護事業所「歩行訓練特化型デイサービス歩き塾」の新規指定について 5 閉会		
確定年月日		会議録署名		
令和5年10月20日		城賀本 満登		

## 審 議 経 過

### 1 開会

### 2 あいさつ

### 3 報告事項

#### (1) 令和4年度守谷市地域包括支援センター決算報告について

南北の地域包括支援センターから、令和4年度決算報告について説明した。

#### 【主な意見等】

会 長：歳入と歳出が同額なのは、どこかで調整をしているのですか。

事務局：委託料として市からお渡ししている金額に対して、歳出金額として充当されているかということを確認させていただいております。市から支出している委託料と介護予防支援等収入の歳入で歳出が賄われているかの確認を行い、すべて充当されていることの確認を行ったところです。

委 員：超過している部分については、事業所が持っているということですね。

事務局：そういうことになります。

#### (2) 令和4年度第8期守谷高齢者福祉計画・介護保険事業計画、成年後見制度利用促進基本計画事業評価について

事務局から第8期守谷高齢者福祉計画・介護保険事業計画、成年後見制度利用促進基本計画の令和4年度の事業評価について説明を行った。

#### 【主な意見等】

委 員：認知症初期集中支援事業の令和4年度の実績について伺います。全体的に見て、地域包括支援センターができたことにより、成果としてすごく上がっていると思うのですが、ここの相談件数だけが少なくなっているのには何か理由がありますか。

事務局：私の主観にはなりますが、以前はかなり認知症状が進行していても医療機関にもつながっておらず、どうしたらよいか分からないといった内容の相談が多かったと思いますが、現在は初期の段階でご連絡をいただくことで、包括から医療機関につなぐことができるようになってきたことが要因かと思います。認知症の件数が少なくなっているのではなく、今まで行ってきた成果が出てきたため、件数が減少してきているように思います。

会 長：この結果の何らかの裏付けになるようなものがあるといいですね。

委員：成年後見制度利用促進計画の中の後見人の多様な人材育成について伺います。今後の実施方針として社会福祉協議会と受任体制の検討協議を行うとありますが、受任体制の検討とはどういう意味か詳しく教えてください。

事務局：法人後見人、市民後見人の養成については国の計画でもあり、本市としても重要な事業であります。現在、県内で市民後見人を養成している自治体は、概ね 3 分の 1 ほどで必要性が大きくクローズアップされています。

市民後見人の養成は重要な事ですが、その前に、法人後見受任の体制の構築に向けた検討が重要であると思います。今後、法人後見人を受任できるような体制づくりについて社会福祉協議会と検討を行っていきます。また、連絡会を通して知識のスキルアップを図り、盤石な体制を整えたいと考えております。

会長：市民後見人というのは、一般の市民の方が後見人になるということですか。

事務局：その通りです。市民後見人というのは、ボランティアの気持ちがある方で資格を持っていない方になります。一定のカリキュラムの受講をしていただいた後、市から家庭裁判所に推薦を行います。現在、県内でもごくわずかな人数しか選任されておらず、こうした状況を考えると市民後見人は必要ではありますが、法人後見の受任体制を構築した後で、市民後見人の養成をしていければと考えております。

### (3) 第 9 期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、守谷市成年後見制度利用促進基本計画(素案)について

事務局から第 9 期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、守谷市成年後見制度利用促進基本計画(素案)について説明を行った。

#### 【主な意見等】

委員：第 9 期計画は第 8 期計画と比較してどういったところに重点を置いているのでしょうか。

事務局：大きな骨格や体形の変化はありませんが、認知症対策であったり介護予防であったりといった中身の強化を図ってまいります。2025 年問題、その先の 2040 年問題を見据えたうえで、今回の計画を進めているところです。その中でも地域共生社会という言葉が国でも謳われるようになりまして、皆がその地域で支え合う仕組みづくりや認知症の理解を深めるという事、家族の介護の支援というところの施策を展開することが重要であると思いますので、その点を深掘りした形で計画書を作成していこうと考えております。

会長：ありがとうございます。特に今回どういう取り組みをやろうというのはありますか。

事務局：今までの施策に加えて、例えば認知症施策。認知症も種類や進行の度合いにもよりますが、在宅で介護されているご家族に向けた講習会等を開催してご家族の知

識を深めていただこうと考えております。他には、実現できるかはわかりませんが、認知症高齢者として SOS 登録いただいている方を対象に市で賠償責任保険に加入して、電車を止めてしまったり、物を壊してしまった等の際に対応はできないか内部で検討しているところです。

委員：成年後見制度の件なのですが、民生委員の中でも低所得者について援護しようという話があったのですが、費用がかかります。今後かかるにしても負担のない金額であるといいなと思っています。

事務局：後見人の報酬ということではよろしいでしょうか。低所得者への助成支援の実施といたしまして、報酬が支弁できない場合、市の方で予算化させていただいて報酬を助成することになっております。もちろんその方の所得によりますが、家庭裁判所、後見人、被後見人、市、中核機関等で話し合いを行いながら適した額を助成させていただきます。

会長：助成がなかったらいくらくらいになるのですか。

事務局：後見人の業務内容によって家庭裁判所が決定することになっております。概ね年間で24万円程度が目安となっておりますが、前年最高裁で調査を行っており、その結果、大体平均として34万円くらいといった数字が出ております。これはその方の資産に応じて報酬が決められているためです。

委員：認知症を地域で支える仕組みづくりについて、事業所が持つ高齢者のイメージと一般市民が持つ高齢者のイメージにずれがあるのではないかと考えています。高齢者の中に物言う年代の人達が増えてきている中で、一律的な働きかけはどうかという感じがします。もし、私が認知症になったらデイサービスに行き歌を歌うのは嫌だと思えます。

認知症であっても、個人差が大きいから一律に同じサービスを考えることはできないのではないかと考えていますし、守谷でもそういう取り組みができる事業所が増えてほしいと思います。「歌なんか歌ってられない」というのは、私が訪問した認知症の方からお聞きする言葉です。それはイメージとして残っているのか、現体験でデイサービスに行っているから言っているのかはわかりません。両方取れると思いますが、そういう認識を変えていかないといけないと思います。認知症を支える事業で地域包括支援センターが行っている事業はすごく成果が上がってきているから、今度は事業所の方も意識改革できるような細かいサービスができる体制、質の方を言えるような事業所が増えてほしいと思っています。

委員：デイサービスとデイケアを持つ事業所の者です。なるべくサービスとしては個人性を重視してやりたいところなのですが、介護士の数が無限に増やせるわけではありません。一対一の介護にしたいところですが、どうしてもグループで安全性を確保するという形になります。ひとり一人強弱をつけるようにはしておりますが利用者の方の家庭環境や身体の状態、疾患のレベル等を把握しつつ行うようになります。私もみんな集めて歌を歌うなどというのは嫌だなと思っていますが、そうせざるを

得ない事業所もあることはご理解いただければと思います。安全性等を確保するために様々な工夫をして通所サービスは対応していると思います。まずは、見学をしていただいてその方にあつたところを選択していただければと思います。

委員：特別養護老人ホームに勤務している者です。特別養護老人ホームは基本、要介護3以上の方で、在宅で生活ができない方の暮らしの場になっておりますが、みんなと集まって歌を歌うのは嫌、誕生パーティーなんて開かないで欲しい等いろいろな希望を持っている方が本当に増えています。それに対応する介護職員は数も少なく、朝から排泄、お食事、入浴等、入所者の補助業務で1日忙しく過ごしてしまっており、ぎりぎりの人数の中、どうやって変えていくのかというのが、今の施設での課題です。

事務局：成年後見について後見や任意後見、遺言書等のお話をさせていただきましたが、専門家である委員に伺います。日頃の仕事の中でやはり増えているような状況なのでしょうか。

委員：確かに遺言書に関しては、非常に増えています。後見も相談としては増えているのですが、よくよく話を聞いてみると、実際にはすぐに必要としていない場合も多いです。国としても後見や任意後見を促進しているのはわかりますが、誰に対しても当てはめて促進していくのは危険だと感じています。

事務局：お一人暮らしの高齢者で、ご家族がいない方が介護保険のサービスを利用する場合、どのように対応されていますか。

委員：ご自身の権限で決定することができる方であれば、その方に契約内容をお伝えして契約をおります。話はそれてしまうのですが、そういった方の介護認定が軽くなるようなことはありますか。特記事項に何も記載されていなければ自立という判断をされるのでしょうか。

事務局：担当課ではないのでおそらくですが、認定調査に行った際に、エピソードやお話を伺える方がいないと軽くなることはあると思います。その際にたとえばヘルパー等サービスの提供側からお話が伺えれば参考にさせていただくこともできると思いますが、そういった方がいない場合や初回はご本人の状況よりも比較的軽く認定が出てしまうことがあると思います。

委員：資料の中に守谷市と全国と茨城県の比較をした重度認定率の分布図というものがあるのですが、内容について説明してください。

事務局：この図を作成しているのが当課でなく介護認定の担当課である介護福祉課なので、こうであろうというお話になってしまうのですが、この図では、要介護3以上の重度になっている方は守谷市では平均よりも低いという形になっております。一方、要支援1、2という軽度の判定については多くなっています。年齢を重ねていくと、日常生活はご自身で行える方でも、例えば杖をついて歩行をしたり、何かにつかまったりといったことはあるかと思いますが、こういった要件を調査した場合は、軽度の判定については認定が出ることが多いと思います。例えば、入院していた病院

を退院して在宅療養をするにあたり、介護保険のサービスを受けるために認定を取ったけれども、リハビリをして状態が良くなったため、サービスを使わなかったという方もけっこういらっしゃいます。実際、要支援 1、2 の方で介護保険のサービスを使っている方は半分くらいです。

#### 4 その他

##### (1) 地域密着型通所介護事業所「歩行訓練特化型デイサービスセンター歩き塾」の新規指定について

事務局から地域密着型通所介護事業所「歩行訓練特化型デイサービスセンター歩き塾」の新規指定について説明を行った。

##### 【主な意見等】

委員：地域密着型だと要支援 1、2 の方には該当しないですか。

事務局：併せて総合事業の指定の申し入れもしているのです、要支援 1、2 の方も受け入れは可能です。

委員：要支援 1、2 の方のニーズが多いと思いますのでよかったです。

委員：総合事業はそんなに受け手が多くないと思いますので、こういう事業はいいと思います。「歩行訓練特化型」というのはあまり聞いたことがありませんが具体的な内容を伺えますか。

事務局：住宅地の中なので歩きスペースはあまりありませんが、機械などを取り入れたり、理学療法士の中でピラティスのインストラクターを兼ねている方がいたり運動は色々工夫できるようです。

##### 次回の会議日程について

令和5年12月 22 日(金)午後1時30分から開催予定。

#### 5 閉会